

第1回 前川・太田沢川流域水害対策協議会

日時：令和7年9月4日 15:00～15:40

場所：村上地域振興局 2階会議室（Web 併用）

【出席者】

別紙：協議会出席者名簿参照

（欠席：関川村 建設課長 渡邊 隆久）

【提示資料】

- ・【資料1】 特定都市河川の指定について
- ・【資料2】 前川・太田沢川流域水害対策協議会規約（案）
- ・【資料3】 流域水害対策計画の策定について
- ・【資料4】 今後のスケジュールについて

【議事の概要】

1 開会

- ・新潟県村上地域振興局地域整備部長より挨拶

2 特定都市河川の指定について【資料1】

- ・前川・太田沢川における既往洪水などの概要の説明
- ・流域治水と特定都市河川の制度概要、前川・太田沢川における指定について説明

3 前川・太田沢川流域水害対策協議会規約（案）【資料2】

- ・規約を事務局から説明
- ・承認を得られたため、本日の日付にて（案）を削除

4 流域水害対策計画の策定について【資料3】

- ・前川・太田沢川流域の現状と課題、流域水害対策計画における基本的事項の考え方を説明

5 今後のスケジュールについて【資料4】

- ・令和7年度内に流域水害対策計画の策定に向けたスケジュールを説明
- ・次回協議会は、10月中旬から11月中旬を予定し、「流域水害対策計画素案」を提示予定

【構成員からの主な意見】

【構成員】

令和4年8月の県北豪雨の際に甚大な被害があった前川・太田沢川の流域におい

て、資料 1 p10 の「貯留機能保全区域」や「浸水被害防止区域」などの土地利用規制をかける予定はあるか。

【事務局】

新潟県内において令和 4 年 8 月の県北豪雨規模で整備している河川は無く、整備することは現実的な規模ではないため、河道整備のほかに対策が必要であると考えており、具体的な対策案を流域関係者と意見交換をしながら検討をしているところ。

【構成員】

特定都市河川流域において、資料 1 p15 に指定後から 1,000m² の雨水浸透阻害行為を行う場合は県知事の許可が必要となっているが、前川・太田沢川流域と烏川流域で現時点において許可申請はあったのでしょうか。

【事務局】

前川・太田沢川流域および烏川流域において、許可申請は現時点においてございません。

【構成員】

資料 3 p3 の右側に「下水道管理者が行う…」という表現があるが、資料 3 p7 右側に書かれたイメージは下水道に関する記載がない理由を教えてください。

【事務局】

前川・太田沢川流域において、雨水に関する下水道整備に計画が無いため、資料 3 p7 右側に書かれたイメージには下水道に関する記載をしておりません。